

令和7年第10回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和7年10月31日（金）午後2時00分

場 所 市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（18名）

欠席農業委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

◎開 会

事務局長 急に寒くなってきた、体調を崩されている方も多いと思います。十分にお気をつけ
いただきたいなと思っております。

それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより、令和7年第10回白河市農業
委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が5件、農地法第4条関係が1件、農地法
第5条関係が3件、合わせて9件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいた
します。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名でご
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審
議するものとする。

令和7年10月31日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より朗読させます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその5朗読】

以上、その 1 からその 5 までの案件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法第 3 条その 1 について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告します。

今回の申請について、去る 10 月 26 日に委員と譲渡人が病気のため立会いができないということで、申請内容について確認しました。間違いがないということでした。譲受人には、現地で立会い、申請内容について確認し、間違いがないとのことでした。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほうよろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 1 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 3 条その 2 について審議いたします。

農業委員等に関する法律第 31 条議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 10 月 26 日、委員と譲渡人、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取り、申請内容に間違いがないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 2 について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

会 長 農地法第 3 条その 3 について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、10 月 27 日に委員と一緒に譲受人、譲渡人の代理人行政書士と現地調査を行いました。申請内容に間違いがないということですので、今回の申請に他の影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4その5については、関連がありますので一括審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、やはり10月27日に委員と譲受人、譲渡人、同じく譲受人、譲渡人の代理人と申請のあった現地調査を行いました。申請内容に間違いのないことです。

今回の申請による周辺農地への影響は特に問題はないと思います。耕作の利便性を取るためということですので、皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4、その5について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。

令和7年10月31日提出。会長大戸文治。

会 長 その1について説明をお願いします。

事 務 局 それでは、5ページをご覧ください。

農地法第4条その1について説明を申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る10月24日に委員と現地調査を行いました。

また、申請人が所用のため同居されております長男に当日立ち会っていただき、申請内容について確認いたしました。間違いないとのことでした。今回の転用による農地周辺の影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

会 長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。

令和7年10月31日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第5条その1について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、11ページをご覧ください。

農地法第5条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、10月25日、委員と現地に行って調査を行いました。また、譲渡人と譲渡人の父親と譲受人の担当者と現地でお会いし、申請の内容の確認を行いました。双方とも申請内容に間違いないことです。今回の申請に伴う周辺農地の影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局に説明させます。

事 務 局 では、16ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明を申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る10月26日、砂川委員と、また、譲渡人には電話で確認を取りました。譲受人は仕事のため出席できないということでしたので、行政書士の立会いの下、譲渡人と確認作業をしました。申請内容について間違いのないことです。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第5条その3、一時転用事業について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農振農用地となります。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る10月25日、同地区委員と設定人、被設定人の現場担当者立会いの下、現地調査を行いました。申請の内容についても聞き取りし、申請内容に間違い

ないとのこと。今回の申請による周辺の農地に及ぼす悪影響はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

◎その他

会 長 以上、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かご意見ございませんか。

では、事務局から。

事務局長 手元に今年の農作業労賃、料金表お配りしています、水色の紙です。

来月の総会の議案審議終了後に令和8年度農作業労賃について協議の上決定していただく予定をしております。

お配りしました料金表を参考にさせていただいて、来月の総会時に各委員のご意見をお持ちよりいただけると助かります。よろしくお願いします。

次に、クールビズ期間なんですけれども、今日をもちまして終了となりますので、来月の総会からは上着とネクタイを着用の上、ご出席をお願いいたします。

そして、最後になりますけれども、次回の総会、11月28日金曜日、午後2時より、場所が大きく変わります。表郷公民館で開催いたします。事務局からは以上です。

会 長 農作業労賃に対しては、全体審議するんですか、それとも前みたいに地区ごとにやるんですか。

事務局長 全体でやってもいいと思いますし、そこまでちょっと考えていないですけれども、事務局の案としては4つの地区を去年ようやく1つにできたと。金額も大きくではないんですが、変わって統一できたということで、令和8年については現状とそんなに変わらない金額が皆様から提示されるのではないかなと思っております。

次回、全体で協議するか地区ごとに協議するかは、また、そのときに発表したいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 では、委員の皆さん、料金について後で考えてきていただいて、総会で決定したいと思いますので、よろしくお願いします。

◎閉 会

会 長 では、総会を終わりたいと思います。

どうもお疲れさまでした。

(午後 2時 42分)
